

交際費課税はどう変わったか？

平成 26 年 4 月 29 日

税理士 北岡 修一

税務調査で必ず問題になる交際費。この交際費課税が、近年の数回の改正でかなり変わってきています。どのように変わったのか把握していない経営者も多いのでは？今回は近年の改正で交際費がどのように変わってきたのか、どのような点に注意しなければいけないのかをQ&Aでお伝えします。

Q 1 交際費が損金算入できる枠が年 800 万円になったと聞きましたが、いつからそのように変わるのでしょうか？当社の今年の 2 月決算では 600 万円の損金算入枠ということで、600 万円以内に交際費を抑えたのですが、それでも交際費の 10%は損金不算入になってしまいました…。

A 1 近年交際費は改正が続いており、いつからどう変わるかがわかりにくくなっているように思います。資本金 1 億円以下の法人については、交際費の損金算入枠が、年間 600 万円から 800 万円に増額されました。これが適用されるのは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からです。通常の 1 年決算でいえば、平成 26 年 3 月決算から 800 万円に増額されることとなります。したがって、今年の 2 月決算の会社では、まだ損金算入枠は 600 万円のままです。2 月決算は恩恵を受けるのが最後になる、ということですね。また、同時に損金算入枠内の支出であっても、その 10%は損金に算入されない、という規定も廃止されることになりました。これをわかりやすく図表 1 にまとめてみましたので、ご参照ください。

Q 2 飲食交際費の 50%が大企業にも交際費として認められることになったとのことですが、どのような内容の改正ですか？また、これはいつから適用されるのですか？

A 2 資本金 1 億円超の大企業については、今まで交際費の損金算入枠がありませんでした。すなわち、交際費の全額が損金に算入されなかったのです。しかしこれでは、大企業が交際費の支出を削り、景気浮揚にとってはマイナスになります。そこで、昨今のアベノミクスの成長戦略とも相まって、大企業にも交際費の損金算入枠を認めよう、ということになったのです。この改正は、交際費のうち飲食交際費に限って、その支出額の 50%を損金に算入する、というものです。損金算入額は 50%と決まっているだけであり、金額の上限はありません。これにより大企業も飲食接待を大変しやすくなるのではないのでしょうか。ただし、あくまで飲食交際費だけであり、ゴルフ接待や贈答などに支出する金額は、資本

金1億円超の法人には相変わらず損金算入が認められておりません。なお、この改正は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度からとなります。

Q3 飲食交際費の50%損金算入は、中小企業にも認められるのですか？

A3 資本金1億円以下の法人については、Q1の年800万円の損金算入枠と、飲食交際費の50%損金算入のどちらか有利な方を選ぶことができます。すなわち、年800万円の損金算入枠を使う場合は、飲食交際費の50%損金算入は使えない、ということになります。年800万円もの損金算入枠があるのですから、通常はこちらを使った方が有利になるのではないのでしょうか。飲食交際費が年1,600万円以上ある場合は、損金算入枠が800万円以上になりますので、このような場合には飲食交際費の50%損金算入を使った方が有利になる、ということです。仕事柄、飲食交際費がものすごく多いような会社は、交際費のうち飲食交際費がどのくらいあるのか、計算してみる必要があります。図表2に交際費が年間2,000万円ある資本金1億円以下の企業の例をあげています。この場合は、飲食交際費が1,800万円もありますので、飲食交際費の50%損金算入枠を使った方が有利になります。

Q4 50%損金算入の対象となる飲食交際費とは、どのようなものですか？また、飲食交際費を支出する際の注意点などがありましたら、ご教示ください。

A4 飲食交際費は、交際費のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用をいいます。したがって、飲食店や料理店での飲食のほか、弁当や出前、ケータリングサービス、カラオケスナックなどでの飲食も含まれます。ただし、役員や社員など社内の者だけの飲食で、交際費になるものは除かれます。これらは50%損金算入の対象になりません。また、次のQ&Aにある5,000円以下の飲食交際費も除かれます。なお、飲食交際費とするためには、①その飲食等をした年月日②参加した者の氏名・関係③参加人数④金額および飲食店等の名称・所在地その他参考となる事項を記載した書類を、保存しておくことが要件となります。

Q5 1人5,000円までの飲食交際費は、これまで交際費にしなくてもよいということになっていましたが、これは継続されるのでしょうか？

A5 以前の税法改正により、社外の者との飲食交際費で1人5,000円以下のものは、交際費としないという取り扱いがあります。これは今までどおり、全額損金算入となり、50%

損金算入枠の交際費には含めません。これに該当するためには、社外の者が最低1名以上入った飲食であることが必要です。なお、前問と同様に書類の保存要件がありますのでご注意ください。

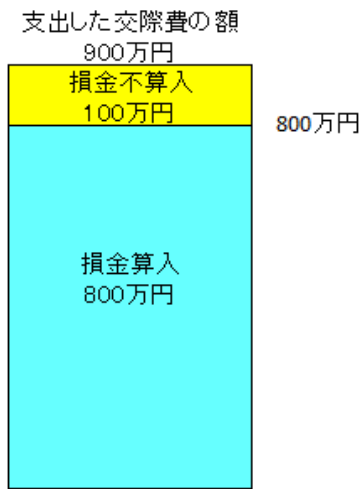
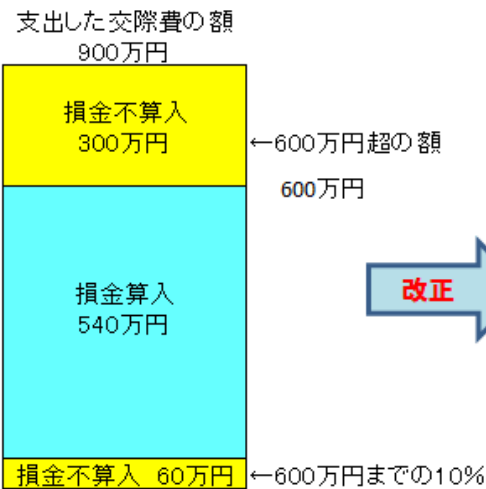
<図表1> 交際費の損金不算入額の計算例

(資本金1億円以下の法人)

<平成25年度改正>

平成25年3月末までに
開始した事業年度(改正前)

平成25年4月1日以後に
開始した事業年度(改正後)



※ 損金不算入合計 360万円

※ 損金不算入合計 100万円

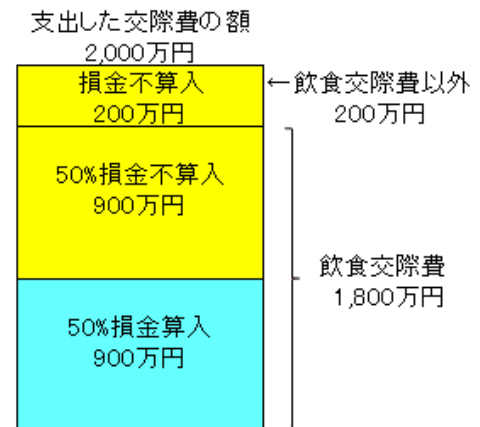
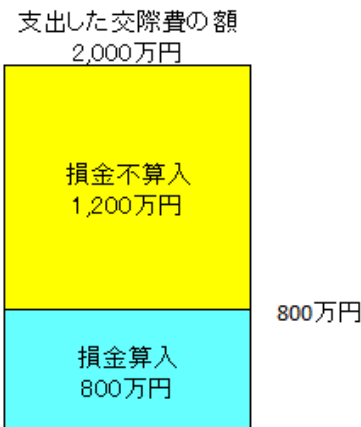
<図表2> 交際費の損金算入枠、どちらを選ぶ?

(資本金1億円以下の法人)

<平成26年度改正>

800万円の損金算入枠か?

飲食交際費の50%損金算入枠か?



※ 損金不算入合計 1,200万円

※ 損金不算入合計 1,100万円